

加西市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（議案第43号）

質 疑



森元 清蔵 議員
(21 政会)

問 文化スポーツ事務の移管でどの係が市長部局へ移るのか。

答 具体的に移管する事務は、美術展、芸能祭、音楽祭、文化連盟、体育大会、スポーツ21、体育推進委員、体育協会、ロマンの里ウォーク等です。芸術文化係、社会体育係が市長部局へ行きます。

問 文化スポーツを市長部局に移して、地域振興や健康づくりなどの関連行政とあわせて、地域づくりの観点から取り組むと

しているが、どんなことを考えられているのか。

答 教育だけの分野にとらわれず、今までの教育の推進とプラスアルファ、観光面や地域づくり、絆づくりに、文化スポーツの持つ効用を有効活用して推進したいと考えています。

問 文化振興に関する施策の総合的な推進として、播磨風土記1300年事業から生まれた文化的資産の継承と、市民会館を文化活動の拠点にしながら文化振興に力を入れるという取り組みについて。

答 文化の振興を芸術性の追求だけではなく、市民の暮らしの豊かさを実現させるものとして、さらに充実させていきたいと考えています。今後リニューアルした文化ホールの積極的な活用等を図り、文化団体の活性化による

交流人口の増加や、まちの活性化、にぎわいづくりを図っていきたくと考えています。

問 地域づくりという観点になると、職員自らがいろんな団体と一緒に行動したり、地域の中に入って一緒に催しをしたり、努力が必要となってくると思うが、職員体制についてはどう強化をされるのか。

答 楽しむとか個々の教養のアップだけにとどまらず、まちづくりに活用させていただきたいという中では、その担当において自己研さんも必要でしょうし、市としてもその支援づくり、体制づくりの充実を図っていく必要があると思っています。

■その他の質問項目

・ 議案第42号

加西市副市長定数条例の一部改正について（議案第42号）

質 疑



黒田 秀一 議員
(自民の風・誠真会)

問 副市長二人制によって加西市にもたらされる効果について。

答 二人制の狙いの中で1人は国からと考えており、それは、まち・ひと・しごと総合戦略を効果的に実施し成果を上げるためには、国の機関で培ってこられた経験や人的ネットワークを生かし、また、加西市が進める創生施策について助言、指導等を適切かつ効果的に発揮していただくことが重要と考えており、そのような意味から、国からの派遣を特化し

て、二人制を実施したいと考えています。

問 2人と限定せず、2人以内としてはどうか。

答 本来副市長の定数を定める場合は、その上限を定めたり、将来必要であるから複数制にするというものでなく、市の体制として必ずその定数の副市長を置くというのが地方自治法の趣旨でありますので、それにのっとった形で二人制をとろうとするものです。

問 二人制になった場合の経費について。また、国から迎えた場合の官舎については市が負担するのか。

答 副市長の給与関係が約1,100～1,190万円、共済費・

退職手当負担金・官舎等の経費を加えて約1,700～1,800万円程度と想定しています。うち、官舎については、従来より派遣いただいた場合には市が用意をしているものです。

問 農水省からの派遣は未定なのか。

答 制度を利用し、できればパイプのあるところからお願いしたいというのが本意ですが、どこからとは確定していない段階です。

問 シティマネージャー制度のメリットについて。

答 地方創生に強い意欲を持った方が派遣されることにより、国とのパイプや総合的な政策展開が図れる点と考えます。